

さいたま市長 4月定例記者会見

平成24年4月5日(木曜日)

午後1時30分開会

○ 進 行 それでは、定刻となりましたので、市長定例記者会見を始めさせていただきます。

 それでは、記者クラブ幹事社の産経新聞社さん、進行のほうよろしくお願いいたします。

○ 産経新聞 4月の幹事社を務めます産経新聞と申します。よろしくお願ひします。

 それでは、本日の記者会見内容につきまして、市長から説明をお願いします。

○ 市 長 それでは、始めさせていただきます。

 遅れておりました桜の開花が始まりまして、まさに春うららという風情になってまいりました。つい先日、本市に春らしい、大変うれしい知らせが届きました。

 既にご案内かと存じますが、F I F A、国際サッカー連盟のU - 20女子ワールドカップの公式試合が浦和駒場スタジアムで8試合も開催されることになりました。本市では、スポーツコミッションを通じてスポーツ大会の誘致に取り組み、スポーツによるまちづくりを進めております。今回の女子ワールドカップの公式試合の開催は、本市にとって歴史に残るイベントであり、これからのまちづくりの起爆剤になると思っておりますし、またそうしなければならないというふうに考えています。そのため、市を挙げて世界中から来る選手を温かくお迎えし、大会を盛り上げるために、女子ワールドカップ実行委員会をつくるよう関係部局に指示をいたしました。レッズファンもアルディージャファンも、またそうでない市民の皆様もぜひともご協力をいただき、行政とともに駒場スタジアムを世界の女子サッカーの聖地に育てていっていただきたいというふうに思っております。

市長発表

議題：「さいたま市障害者総合支援計画 2012～2014」を策定しました

では、議題に入ります。本日の議題は1件です。

「さいたま市障害者総合支援計画2012～2014」について説明をいたします。

まず、しあわせ倍増プランに基づく施策として、昨年4月に政令指定都市としては初めて、このノーマライゼーション条例というものを制定をいたしました。去年の4月からこのノーマライゼーション条例がスタートしたところでありますけども、このノーマライゼーション条例の特徴は、差別及び虐待の禁止にとどまらず、障害者が地域で暮らしていくことを前提とした市の施策の方向性を明示したこと、また特に進んでいると言われる部分といたしましては、日常生活において困難を抱える障害のある方が個別に必要なとする合理的な配慮に基づく措置を全国で初めて定義をし、その差別の種類に加えたことでもあります。

このノーマライゼーション条例が去年の4月にスタートして、今年の4月1日からこれが本格的に、全面的に施行されることになりました。そして、それに伴いまして、このノーマライゼーション条例をですね、具現化するための計画ということで、今回お話をさせていただきます障害者総合支援計画というものを策定させていただきました。これは、これまでつくってありました障害者計画、それから障害福祉計画、これらを一体化して一つにまとめたものであり、条例の理念を具現化するためのマスタープランというべきものであります。

去年の4月にスタートしたノーマライゼーション条例と今回全面的に施行されたとお話ししましたけれども、その違いをお話をしたいと思いません。去年との違いは、1つは、この障害に対する差別、虐待についてのごとをですね、4月1日から、これ正式にスタートしました。こういった事案に対して申し立てが行われ、それに対して適切な助言、あっせん、あるいはひどいものについては勧告、公表を行っていくという、この部分がですね、1年間の経過措置を経て、今年の4月から正式にスタートしたということがこの全面施行ということでもあります。

今お話をまいりましたノーマライゼーション条例は、まさにこの条例自体がゴールではなくて、条例がスタートであるという方針のもとに、ノーマライゼーション社会の実現に向けたスタートを切るために、しっか

りとした計画をつくろうということで、つくらせていただいたのがこの「障害者総合支援計画2012～2014」というものであります。これの基本方針は、「誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」というのが基本方針であります。これまでの障害者施策は、保護の対象ということで障害者の方々をとらえていたのから、これからは自ら社会に参加をしていくという権利の主体になっていくということが大きな違いであります。そして、この計画自体は平成24年度から26年度のこの3カ年の計画となっております。

この計画は、4つの基本目標を掲げています。第1が、「障害者の権利の擁護の推進」ということであります。これは、本計画の根幹ともいえるべきもので、差別、虐待の防止、通報とその対応体制、それから成年後見制度利用の支援ということの基本目標とし、またその施策として考えております。

2番目として、「質の高い地域生活の実現」ということであります。これは、障害者の自立のための支援や家族負担の軽減のための支援、また居住場所の確保などサポート体制を充実を図っていくということであります。

そして、3つ目が「自立と社会参加の仕組みづくり」ということであります。これは、意思疎通が困難な障害者のコミュニケーションをサポートしていくということであったり、あるいは就労支援、あるいは文化・スポーツ活動への参加をするための支援といったことであります。

そして、4番目が「生涯にわたる発達の支援」ということでありまして、これは保育や特別支援学校等の整備や受け入れ体制の充実などを図っていくというものでありまして、特にこの1番の「障害者の権利の擁護の推進」、そして「生涯にわたる発達の支援」という部分が新しく、これまでの計画には入っていないで、新しくつけ加えたものとなります。

この4つの基本方針のもとにですね、さらに私たちとしてはこの重点プログラムということで、この計画を推進するために4つの重点プログラムを設定をしました。1つが「障害者権利擁護システムの構築」ということ、そして2つ目が「相談支援システムの強化」ということ、そして3つ目が「生涯にわたる切れ目のない支援」、そして4番目が「災害時の対策」という4つの項目を重点化をしています。

この「障害者権利擁護システムの構築」ということにつきましては、障害者に対する差別や虐待を防止するための周知、啓発、それからそうした事案が発生した場合の助言、あっせん等具体的な対応ができる体制を構築をしていこうというものであります。

そして、2つ目の「相談支援システムの強化」ということでありますが、これは各区に設置をしております障害者生活支援センターを中心とした相談支援システムの強化、充実を図っていくというものであります。

そして、3つ目が「生涯にわたる切れ目のない支援」ということでありますが、これは乳幼児からすべてのライフステージに応じた支援をしていくということでありまして、乳児期から高齢期までを総括的に支援するマニュアルとして障害者相談支援指針というものを整備をして、それに対応した施策を推進をしていくということであります。

そして、4番目が「災害時の対策」ということでありまして、この災害時の対策は、要援護者の特性に応じた対策を推進していこうということで、具体的に言いますと、各区で開催をしております防災訓練への障害者の参加であったり、防災に関するさまざまな対応についてのですね、情報提供であったり、あるいは実際に災害が起こったときのですね、この情報の伝え方というような部分の施策を充実をさせていくということがこの4番目であります。

この今お話ししました4つの重点プログラムの中で特に特徴的な「障害者の権利擁護システムの構築」という部分で、もう少し具体的にお話をさせていただきたいと思えます。これはですね、既に4月1日付で設置をしましたけれども、「高齢・障害者権利擁護センター」というものを、それから「障害者の権利の擁護に関する委員会」というものを円滑に運用していこうということで取り組んでおります。この高齢・障害者権利擁護センターというのは、市の社会福祉協議会の中に設置をさせていただきまして、専門的な職員によります虐待対応の支援あるいは市民後見人の育成などを行っていこうというものがこの擁護センターであります。

そして、この下の障害者の権利の擁護に関する委員会ということにつきましてはですね、障害者差別の審議機関ということで、そのために解決のための助言、それからあっせんというものを行っていく第三者委員会とい

うこととなります。

条例の全面施行に伴います差別、虐待時の相談、支援体制の整備ということで、これの充実も図っていくところでありまして、特にこの各区の障害者生活支援センターに人員を配置をしていくとともに、高齢者虐待への対応を含む包括的な虐待防止センターの設置をしていくなど、虐待事案に対応するための体制をしっかりと整備をしていこうというものであります。

そして、4番目が被虐待障害者の障害者支援施設等への一時保護制度の導入ということがその特徴の一つでございまして、この虐待事案に、非常に差し迫った虐待事案に対応するために、緊急受け入れが可能な障害者支援施設あるいは高齢者施設との垣根を越えて介護保険施設に居室を確保して、この一時保護というものを適切に行っていこうということであります。

最後に、これらの障害者施策の推進体制ということで、この障害者施策推進協議会というものを設置しているわけでありまして、これに加えて、市民会議、誰もが共に暮らすための市民会議というものを設置をしています。これは、条例をつくるときに100人委員会というのを設置をさせていただきました。そこで、障害のある方、ない方に参加をいただいて、障害者施策、だれもが一緒にこの地域の中で暮らしていくためにどうしたらいいかということをご議論いただいたわけでありまして、その後継組織というんでしょうか、この推進に当たってもそういった方々にいろんなご意見を伺っていこうということで、この市民会議というものを設置をさせていただいております。

さらに、さいたま市としては全庁的な組織として、障害者施策推進本部というのを立ち上げまして、私が本部長として設置をさせていただいております。この3者によりまして、この障害者施策推進協議会からご提言を受けたり、あるいは意見聴取をしながら市民会議の皆さんともですね、連携をとって、この3つの会議体が連携をして、この障害者施策の推進を図っていこうというのがこの体制ということになります。

ちなみに、市民会議は、先ほども言いましたけれども、障害のある方も、ない方も含めた組織であるということがポイントでありますので、ご理解

をいただきたいと思います。

いずれにしましても、だれもが、障害のある方もない方もだれもがともにこのさいたま市、地域で暮らしていくための施策を推進をしていくために、今後この条例を一つの契機として、より充実を図っていければというふうに考えております。

私からは以上です。

関連質問

- 産経新聞 それでは、市長からのご説明について各社さん、質問をお願いします。
- 埼玉新聞 埼玉新聞です。よろしくをお願いします。

基本目標の中にある障害者への差別及び虐待の禁止という重点項目ありますが、障害者の差別、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。
- 市 長 この障害者の差別についてはですね、一つは私たちは合理的配慮がなされているかどうかというのが一つの基準にしておりまして、障害のある方の状況を踏まえて、日常生活とか社会生活を送るために、個別に器具を提供したり、建物や設備を改修したり、勤務時間を調整をしたり、仕事内容を本人の状況に合わせるなどの手だてをできるだけ行っていただくという形でやっていただきつつ、この障害者の方々が普通に社会参加をしていただけるような環境をつくっていこうというものでありまして、この合理的な配慮というものがですね、一つ大きなポイントというふうに考えております。それが極端なケースについては、先ほど言った委員会等で具体的な事案として報告をされて、そこで審議された上で、そういったものであるとかないかというものが具体的には認定されるということになると思います。

補足することがあれば。
- 事務局 障害福祉課長です。

差別と条例で認められているものにつきましては、例えば日常生活の中では、障害のある人の名前、身上、身の上ですね、それをだれかに言いふらすとか、その障害のある方の生活を妨げるようなこと。あと、教育部門でいけば、障害のある方に必要なことを教えなかったり、学ぶための支援をしなかったりすること。ということで、今回の条例につきましては日常

生活、雇用、サービスと、いろんな面でこういったものが差別ですよということでパンフレットつくって周知しております。

- 毎日新聞 毎日新聞とありますが、今回のこの条例に基づく計画で数値目標とありますが、実際その地域でどのくらい障害者の方が暮らせるようになっていたら、さいたま市として満足という状況なのかとかですね、そういった数値目標があれば教えていただきたいんですが。
- 事務局 後ほど所管のほうからお答えさせていただきます。
産経新聞 産経新聞ですけれども、4月1日から条例施行されているということで、既にですね、例えばそういった虐待のですね、報告とか、そういったもの寄せられているんでしょうか。
- 市長 昨年から一部施行がスタートしたということでありますので、本格的には、先ほども言いましたように今年の4月1日ということなんですけど、去年の段階で寄せられたものについてでよろしければ、数を申し上げたいと思います。
寄せられたのはですね、差別事案については3件でございます。それから、虐待事案については6件ということでございます。
- 産経新聞 済みません、昨年何月から一部施行に、何月からの数字になるんでしょうか。
- 市長 4月1日からですね。
- 産経新聞 昨年4月1日ですね。
- 市長 はい。
- 産経新聞 これらの案件に対して、市としては、例えば勧告ですとか、公表ですとか、そういった具体的な動きとられたことはあるんでしょうか。
- 市長 就労先における事案、それから公共交通における事案、他の法制度の運用に関する事案について相談いただいたのがこの差別ということで受けたのが3件ありますけども、いずれも相談として受けて、いろいろお話をさせていただく中でご納得をいただいたということでございますので、具体的にそういった事案ということではないと認識をしていますが。
- 産経新聞 あと、いろいろ推進体制として協議会ですとか、市民会議ですとかありますけど、これいずれも市がこれから設置するということでもよろしいんでしょうか。

- 市長 この今言った3つの体制ですか。
- 産経新聞 そうですね、この推進対応なんですけど。
- 市長 既に立ち上がっております。
- 産経新聞 計画を受けての具体的な動きとしては、先ほどおっしゃっていた委員会
でしたっけ、何かを設置するという.....
- 市長 委員会ですね。
- 産経新聞 委員会を設置ということですかね。
- 市長 はい。
- 産経新聞 人員としてですね、どれぐらい、例えばその相談支援システムに充てて
いるとか、そういったもの、具体的な数字とかってあるんでしょうか。
- 事務局 権利擁護センターの職員数はですね、今5名体制で臨んでおります。事
務職を含めて相談に乗れる職員と、そのほか専門的な医療の知識とか、法
律の知識の必要な方もあるため、その方たちについては囑託という形でお
願いをるところです。
- 毎日新聞 障害者の方の地域生活の部分でちょっとお伺いしたいんですけど、障害
者の居住場所の確保とかですね、あるいはその地域で暮らせるように、N
POとかと連携になるかと思うんですけど、生活の補助をしていくとかで
すね、そういったことは、差別とかについて相談を受けたときに、お答え
をするというのはわかるんですけど、地域で暮らせるようにということに
なると、大分具体策をやっていかないといけないと思うんですけど。
- 市長 それは、住まいの場の確保ということではグループホームを設置させて
いただいたり、ケアホームの設置をするというような施策をですね、進め
ていこうと考えさせていただいたり、あと就労支援については、今来年度
予算に盛り込んだものとしてはですね、障害者総合支援センターを拠点と
した就労支援と、あと障害者工賃増額モデル事業ということで、障害者の
皆さんがそれぞれいろんな施設などで働いてですね、得る工賃というのは
極めて少ないもんですから、それらを倍増させることはできないかとい
うことで、幾つかそのモデル的な施設をつくってですね、それを倍増させ
ていこうというような取り組みをやらせていただこうとかですね、それから
意思疎通が困難な方への情報の保証ということで、点字音声版の資料を作
成したり、あと手話通訳者が不足をしているというようなこともあります

ので、それをしっかりと育成をし、また派遣をできるような体制をつくったりすることなどがございます。

- 毎日新聞 そのグループホームですとかは、市営を考えていらっしゃるんですか。それとも委託というような。
- 市長 基本的には委託というかですね、社会福祉法人等に手を挙げていただいてということになります。
- 毎日新聞 あと、済みません、もう一点、実際にその障害者の方にこういった情報が伝わらなければ実効性がなかなか難しいかと思うんですが、そこら辺の周知は、例えば障害者手帳をお持ちの方に連絡するとか、こういった方法でされるのでしょうか。
- 事務局 障害福祉課長。
障害者の方への周知については、手帳をお持ちの方についてはガイドブックをつくっておりますので、それを送付したりとか、あとは障害者の場合、障害者団体に加盟されている方もいらっしゃいますので、その団体の催し物とか、会議とかに我々出向いて行って事業の紹介をしたりとか、丁寧にするようにしております。
- 読売新聞 読売ですが、4月1日から開設された権利擁護センターで、役割もう一度教えていただきたいのと、あと虐待された案件が去年6件あったということなんですけども、それが例えばどのような介入というか、市として、例えば警察と一緒に介入して止めたとか、そういう事例があるのか。あと、一時保護制度というのがさっきお話出ましたけども、これはそのさいたま市でやるというのは初めてになるんですかね。よく子供の暴力なんかはあると思うんですけども、障害者に対するそういった一時保護制度というのは全国的にもあるのか含めて教えていただければ。
- 事務局 一時保護制度の話なんですけども、これはさいたま市が初めてではなくて、幾つかの県では実施しております。障害者支援施設の一室を借りたりとか介護保険施設ですので、先進市はあります。
- 読売新聞 さいたま市としてやるのは初めてになるんですか。
- 事務局 さいたま市は初めてです。
権利擁護センターの機能ですが、これは障害者生活支援センターとか地域包括支援センターが地域にありまして、そこで虐待とか差別の一時相談

を受けますが、なかなかそこでは解決し切れない問題などについて、専門的な立場から助言、指導したりする、そういう機能があります。

それと、もう一つは、市民後見人のこれから養成、そういったものも行っていきます。

それと、あと先ほど出ました虐待事案6件ですが、3件が施設、3件が家庭です。その家庭での3件につきましては、引き続き家族支援を行いながら対応しているところです。施設の3件につきましては、我々も施設に行って実態把握に努めて、ずばり虐待があったということではないんですけども、そこに入所をしている他の保護者とかから通報がありましたので、それに対して迅速に対応したということです。

- 読売新聞 今後ある程度介入というか、ある程度立ち入って保護するとか、ある程度強制的にかなりの力を持ってやるような感じなんですか、一時保護制度というのは。
- 事務局 そうですね、一時保護制度自体は、まだまだこれから詰めなくてはいけないと思うんですけども、なかなか施設に入っている方を、そこから連れて行って一時保護につなげるというのはちょっと周到な準備をしないといけないと思っていますので、ただ実際に虐待事案が起こりますと、そこからやっぱり離すということをまずしないと解決に至りませんので、ちょっといろいろ工夫をしながら考えていきたいと思います。
- 読売新聞 いわゆる別の機関、警察などとの連携というのはいかがでしょう。
- 事務局 実際に警察と一緒に介入してということは協議を進めているところです。
- 産経新聞 ほかにいかがでしょうか。
- 埼玉新聞 埼玉新聞ですけども、今国のほうで障害者自立支援法の見直しが進められていると思うんですけども、それと今回の条例で何か重なる部分というのはあるんでしょうか。
- 市長 特にないと。
- 埼玉新聞 障害者の方が一番求めているのって、国レベルの話にはなってしまうんですけども、そういった部分は今回の条例の中には特に入っていないということですか。
- 市長 そうですね。現在国では自立支援法に代わる法律をつくろうということで議論されているわけでありまして、その辺については、今回の条例

と直接かかわるということではないと思っておりますので、法律のほうについては今後の推移を見守りながら、その提言がなされて、それと法律とのいろんなギャップだとか、いろんなご議論があるようでありますけども、よりよい制度がですね、障害者の皆さん、大変期待しているところでありますので、よりよい制度になってくれるように検討していただきたいと思っております。

○ 埼玉新聞 特別それを後押しするとか、そういうわけではないということですか。障害者の方が求めるような方改正を後押しするとか、そういうわけではないということですか。

○ 市長 現時点では、そこまではちょっと考えておりません。

幹事社質問

公共施設マネジメント計画（素案）における人形会館への影響について
次世代スマートエネルギー特区の進捗状況について

○ 産経新聞 いかがでしょうか。

それでは、幹事社として代表質問をさせていただきます。質問はまとめて行いますので、よろしく願いいたします。

2点お伺いいたします。まず1点目が、このほどまとめられた公共施設マネジメント計画の素案の中で、新規のハコモノ建設について原則行わないという方針が示されております。この方針がですね、現在計画中の岩槻区の人形会館建設などへ与えるですね、影響の有無についてお伺いしたい。

それから、2点目が昨年末に国のほうから指定を受けました次世代スマートエネルギー特区の進捗状況について、ここ何か具体的に進んでいることありましたら、教えていただけますでしょうか。

以上です。

○ 市長 それでは、幹事社からのご質問に順次お答えをしたいと思います。

まず、最初ですね、さいたま市公共（施設）マネジメント計画の素案の中での方針がですね、人形会館建設に与える影響ということについてお答えをしたいと思います。

人形会館などの施設につきましては、総量規制の範囲内で整備を進めていくために、同計画による影響は生じるものではないというふうに考えて

います。

現在パブリック・コメントを実施しております公共施設マネジメント計画方針編（素案）では、ハコモノ三原則の一つとして、新規整備は原則として行わないこととしております。

一方で、地域の賑わい創出や街づくりの観点からも、今後も新たな施設の整備が必要な場合もあると私自身も考えておりますので、このため、新設が必要な場合には、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行うということも、あわせて定めたところでございまして、中（長）期的な総量規制とは、公共施設の延床面積が約218万平米ということですけれども、これらについて、新設等により現状よりも増える可能性も認めたと、施設の複合化や統合あるいは整理などを行っていくことによって、計画期間の平成62年度までに、施設の延床面積を15%程度縮減、約33万平米ということになりますかね、縮減の平米数としては、としたものであります。

いずれにしましても、人形会館を初め子ども総合センターとかですね、浦和美園駅（東口）駅前複合公共施設など、現在計画している施設につきましては中長期的な総量規制の範囲内で整備を進めていくために、直接影響が出るものではないと考えております。

次の2つ目のですね、次世代自動車・スマートエネルギー特区の進捗状況ということでもありますけれども、今年の1月18日に野田総理大臣のほうから地域総合特区の指定書を直接お受け取りをしたわけですが、その日の同日にですね、国と地方の協議会というものが発足をしました。そして、2月21日に初めて次世代自動車・スマートエネルギー特区に係る規制緩和や財政支援等についての各省との対面協議を内閣府で行いました。国土交通省、経済産業省、資源エネルギー庁などの担当者に本市が進める規制緩和、それから財政支援などを説明し、国の見解を聞いたところであります。

今後の流れとしては、各省との協議が調ったものから、順次さいたま市環境未来都市推進協議会にお諮りをし、承認をいただいて、そしてその後総合特区計画として国に申請をするという形になります。現在、各省の担当者と総合特区計画策定に向けまして、規制緩和、それから財政支援など

ついて具体的な合意に向けて個別協議を行っているというところがございます。

以上です。

関連質問

- 産経新聞 代表質問の説明に関して質問がある社は、質問をお願いします。いかがでしょうか。
- 毎日新聞 人形会館のことなんですが、先ほどお話の中で費用対効果という言葉もあつたんですが、人形会館、その費用対効果という面においても必要だということ、改めて市長にお伺いいたします。
- 市長 現在2年間ですね、延期をし、その中で地元の幾つかの団体から要望いただいたりもしておりますので、そういったことを踏まえながら実施をしていこうと考えておりますけれども、これは経済波及効果であるとか、あるいは市としての広報的な意味での効果であるとか、そういったものを総合的に勘案をして進めていくべきだと考えておりますけれども、その中でそれに見合うものにしていくつもりで、今計画を進めているということですね。
- 産経新聞 済みません、さっきのその質問に絡むんですけども、何というかその費用対効果のあり方って、合わせていくものではなくて、今あるものが費用対効果得られるかどうかという発想だと思うんですね。ちょっと順序逆なのではないかなというような印象を受けてしまうのと、それからあと、実際結局その子ども総合センターですとか人形会館とか、今あるものに関してはこのまま進めるというものであると、先日設定されたマネジメント計画の素案そのものの実効性に対してちょっと疑問が感じられるところなんですが、いかがでしょうか。
- 市長 基本的には、公共施設マネジメント計画自体はですね、大きくは今後40年間という中長期のスパンを想定しながら、今後の人口動向だとかですね、そういったものも含めながらですね、15%を総量で縮減をしていこうというものでありますので、途中ではですね、これまでも計画をして、それを進めているものもございますし、それらについてはですね、基本的には、段階的にやっていくことが必要だと思っておりますね。例えば短期的には、やはりさいたま市の人口は、まだ数年は増えていくという推計が

なされていますので、そういった中で実施をしていくべきものと、あと将来の動向を踏まえながら、ある程度の人口減であるとか、あるいは高齢化とかということを見据えながらやっていくべきものがあると思っておりますので、そういう意味では短期的にはまだまだやらなければいけない行政としての課題もございますので、そういったことを踏まえて、つくるべきものはつくっていく。ただ、総量としてはある程度規制というか、総量ということ念頭に置きながら進めていかなければならないということだと思っておりますので、そういったものをやるということでご理解をいただければと思います。

○ 産経新聞 各社さんいかがでしょう。

それでは、そのほかに質問がある社は質問をお願いします。

その他

瓦れき処理について

○ 東京新聞 瓦れき処理についてお伺いします。東京新聞です。

3月30日付で、野田首相名と、あと細野環境相名で、瓦れきを受け入れなさいと、幾つかの県と政令市を指定して、環境省のほうは岩手県のことこの町の木くずを何万トン受け入れなさいみたいな非常に具体的な指導が来ているんですが、これまで瓦れきに関しては、ちょっとやる気がないわけじゃないんだけど、さまざまな状況から難しいというのは何度もお伺いをしているんですが、これを受けて何か変更があるのかとか、もしくはもう回答されているのであれば、それについて教えていただきたい。

○ 市長 まず、そういった要請については、3月30日付で細野環境大臣から具体的に、災害廃棄物搬出地域、種類、数量について要請をいただいております。それで、その中で、これは埼玉県に要請された形のものなんですけれども、具体的に岩手県の洋野町、久慈市、野田村、普代村の4市町村の木くず5万トンということで、その協力について要請があったと聞いております。

これらに対しまして、以前から申し上げておりますとおり最終処分場の確保というのが、私たちにとって一つの大きなハードルでございます。それを今現時点では、さいたま市の廃棄物自体もですね、55%ぐらいを県外の処分場に依存しているというところもありますので、そういった最終

処分場の調整が何とかつけられないかということで、私たちなりにいろんな努力を行わせていただいております。それらの目安、市民生活に極力影響がない形で、その瓦れきを受け入れられるようにですね、今その取り組みを行っている最中ございまして、できればですね、この岩田県の瓦れきについては、基本的には放射線の影響が極めて少ない瓦れきでございますので、できれば受け入れられるようにちょっと努力をしていきたいというふうに思っております。

- 東京新聞 かなり前向きに、今までと比べるとなったという印象を受けるんですが、要は県外の、最終処分場がある自治体と協議が整えば受け入れるという形になるのでしょうか。
- 市 長 その瓦れきの焼却した廃棄物をどこで処理するかというのは、どういうふうな形でやるのが最終処分場の確保につながるかということについて、今具体的にはちょっと申し上げられませんが、そういったことが調整がつくようであればやっていきたいと思っておりますし、つけられるように今努力をしている最中であるということで、これはもうさいたま市のみならずどこの自治体もそうですけど、最終処分場の確保というのが、通常の市民生活の中でも大変重要な課題でありますので、やはり私たちとしても、さいたま市内にある2つの最終処分場についても、できるだけ延命化を図って使えるようにというような努力を今している最中でありまして、その中でやはり今回の瓦れきを受け入れるということが、できるだけ総合的な視点から廃棄物行政に、あるいは市民生活に極力影響がない形でできるような方法を今幾つかですね、検討してやっているところで、ちょっとまだその辺は、最終的にこういうやり方であるということがですね、決まった段階でお話ができると思っておりますけども、今はその努力をしているというところでご理解をいただきたいと思っております。
- 東京新聞 受け入れへ向けて検討中ということによろしいのでしょうか。
- 市 長 可能であれば、そういう方向で考えていきたいと思っております。
- 東京新聞 これ今市長部局の中で調整中であるということですか、どういう方法があるのかという。
- 市 長 そうですね。どういうことが、検討してできるのかどうかということ。
- 東京新聞 それは、もう回答はされたんですか。

- 市長 まだ回答はしておりません。
- 東京新聞 着いたのも3月30日ですか、要請。
- 事務局 環境施設課です。さいたま市に来た要請の中では、回答期日はございません。ですので、いつまでに回答というようなものではなくて、今後市長の申したように方向性をそれなりに検討していきたいと、受け入れられるような方策とかですね、検討するというような状況でございますので、具体的にどういうふうにするというような回答をする予定はございません。
- 東京新聞 3月30日に要請が来ているんですが、これは市に着いたのも3月30日。
- 事務局 3月30日です。
- 東京新聞 実際にもし受け入れるということになったとしたら、住民の方への説明なんかも必要になってくるとは思うんですが、そういうことも含めて検討をしていくと。
- 市長 そうですね。もちろんこれは、放射線の影響が少ないと、ほとんどないのだということをやはり市民の皆さんにご理解をいただくことが大前提になると思いますので、そういったことを情報公開とかですね、こちらとしてもそういった検証というか、実験的なこともしっかりとした上で、受け入れるという形になるんじゃないかと思います。
- 東京新聞 期限はないということなんですけれども、市長としてどれぐらいで出せばいいなみたいなありますか。
- 市長 もちろんそういったプロセスも、今お話のようにですね、市民の皆さんへのですね、ご理解を深めていくためのプロセスも当然必要でありますので、そういったことも含めてやっていくということになりますので。できるだけ早くね、それは対応ができればいいとは思いますが、ただ、いずれにしても市民の皆さんにしっかりと理解をいただけるようなプロセスをとりながら対応していきたいと思います。
- 東京新聞 基本的に、そういうふうにお考えが変わったのは、国の要請を受けてということなんですか、もともと検討はされていた。
- 市長 以前から申し上げているとおり、その最終処分場の問題、それとあとは放射能の影響がないんだということなんですよ。その辺をきっちりと検証しながら、その最終処分場の確保が十分にできればやりたいという思い

は以前からあったわけで、それはやはりこれからの、いわゆる被災地の復興に向けて日本全体です、役割分担をして、この危機的な状況をですね、乗り越えていかなければいけないという責務がやっぱり私たちはあると思っていますから、その中でずっと検討したり、あるいは可能性を探ってきたという部分があるわけでありまして、ただ、現時点ではまだその辺はつきり申し上げられる段階ではありませんので、それらができるかどうかということさらには一歩進んでですね、検討していこうと、今回のこういったタイミングもありますので、より一層ちょっとやっついこうとということを進めています。

○ 東京新聞 そもそも、もともとお考えだったということもあって、こういう瓦れきの受け入れなんかは自治体の自発的なものに任すべきなんじゃないかと、国から頼むのは間違っているという考え方もあるようなんですけれども、これはしょうがないですか、国が頼んでくるというのは、やり方として。

○ 市 長 そうですね。これは日本全体の話なので、やはり国が頼んでくるということについては、決しておかしいことではないと思っていますけど。ただ、本来は頼むのであれば、本当は最終処分場の確保の問題だとか、国としてできる対応をより一層やっていただければ私たちも受け入れやすいという部分はあるんですけども、そこがなかなか前に進まないというところがありますので、私たちとしてもできる限りのことをしていこうと、それがどういう方法があるかということさらには今一生懸命取り組み、詰めている段階だということですね。

○ 東京新聞 国の体制としても、ちょっと最終処分場のサポートなんかで足りない部分はあるということですか。

○ 市 長 そうですね。本来は、やはりさいたま市のみならず多くの自治体が、そこが一つの大きなハードルになっていると思うんですね。

○日本経済新聞 済みません、日経新聞と申します。

今の瓦れきの話です、今現時点では市内で検討をされているという段階になるんですか。例えば今現時点で、県外の自治体なりで最終処分場をお持ちのところに、何らかの打診なり調整なりをされているということはあるのでしょうか。

○ 市 長 そういったことも含めて取り組んでいるということですね。

- 日本経済新聞 やっているということですか。
- 市 長 じゃ、ちょっと担当から。
- 事務局 済みません、県外に具体的な要請等は一切しておりません。あくまでも庁内で検討しているという状況でございます。
- 日本経済新聞 県外の自治体の方と連絡をとったりということを今現時点ですていらっしやらないと。
- 事務局 具体的に、その問題のみで連絡をしているという認識はございません。
- 日本経済新聞 例えば、その前の段階として、どこの自治体がこのぐらいの最終処分場を持っていて、余力がどれくらいあるみたいなリストアップみたいなものは、今されているんでしょうか。
- 事務局 リストアップというよりはですね、どのような形で最終処分場が確保できるかというところをですね、広く確認をさせていただいておりますので、個別の自治体と何らかの形で協議をしているような状況は一切ございません。
- 日本経済新聞 でも、何かその確認するためにはですね、庁内で話し合っているとしてもしょうがなく、相手さんに聞かないとしょうがないんじゃないと思うんですけど。
- 事務局 とりあえず処分場等につきましてはですね、国が発表している処分場がどこにあるというようなものとかもですね、出ておりますので、それとかですね、他市の状況とかで確認ができるというふうに認識しておりますので、まずはさいたま市でできる内容をですね、庁内で検討したいというところで検討をさせていただいているというような状況でございます。
- 日本経済新聞 わかりました。
- 済みません、もう一点。いつから検討を始めたんでしょう。
- 市 長 これまでも、検討してきているんですけども、少しここへ来て、こういうやり方ができるんじゃないかというのが、可能性としてちょっと見えてきつつあるということですね、現時点はその程度ですね。ただ、もちろんいろいろ相手との交渉であったり、話し合いだったり、いろんなことがございますし、あとはもちろん市民の皆さんへの理解ということもございますので、そういったことを総合的にやった上でということになると思います。

- 日本経済新聞 30日が、一つの契機になっているという理解でいいんですかね。
- 市 長 これまでやってきたのが、ようやくということでありますけど、そのタイミングとこの3月30日というのが多少関係しているというか、関連している部分はあるかもしれませんが、これまでも検討してきていますので、こういうやり方が可能かなというところは、少し見えてきている段階に今来たので、それをもう一度精査をして、そしてその上でさいたま市単独ではできない部分もありますので、それらを今後さらに詰めていくということになると思います。
- 日本経済新聞 わかりました。ありがとうございます。
- 毎日新聞 瓦れきの処理に関連してなんですけど、もし今後受け入れる場合には、プロセスとしては最初に例えば市議会への説明とか住民への説明とか、どういったプロセスを市長は考えていらっしゃるのかというのを。
- 市 長 もちろん住民への説明も必要でしょうし、あとは当然議会の皆さんにもお知らせする必要があるでしょうし、あとは放射線のいろんな影響について心配されている方もいらっしゃいますので、それらについて正式に受け入れるということになる前に、やっぱり何度か実験的なことですね、する必要が出てくるんじゃないかということも考えておりますので、そういったプロセスはとった上でやっていくということになるんじゃないかと思っています。
- 毎日新聞 そういった説明とか、県がしているような燃焼試験とか、そういったものを経た上で、正式に受け入れ表明という形にしたいという。
- 市 長 ということになると思います。
- 産経新聞 済みません。関連して、検討をいつからやっていたかという話なんですけども、たしか今までのご説明ですと、やっぱり処分場の関係で難しい、無理だというようなご説明だったかと思うんですね。一方で、そうしながら結構受け入れに向けて検討していたということになると、ちょっと矛盾があるのかなというふうに思ってしまうんですけど、具体的にいつから検討されているんでしょうか、質問繰り返になってしまうんですが。
- 市 長 これまでも私たちが申し上げてきたところは、要するに瓦れきの処理を、私たちも共同して受け入れることの必要性ということは感じているということはお申し上げてきたんじゃないかと思っています。ただ、やはり最終処

分場という大きな課題があるので、それらの課題が解決ができないと、むやみに受け入れることはできないということで申し上げてきたわけで、ここへ来て急にぱっと案が浮かんでということではなくて、やっぱりいろいろ議論や検討、やれることができるんだらうかということで検討をしてきている現状の中で、こういう方向性であればというのが少し見えるというか、可能性がある、そのやり方もあるのかなというのが、少し何とか出てきているということですね。ですから、いつからと言われるとあれですけども。

- 事務局 若干補足させていただきますと、今までですと例えば瓦れきを受け入れると言った瞬間にですね、すべての最終処分がとまるというような話もあったことは確かでございます。ですが、このところですね、東京都が受け入れを始めたとかですね、いろんな中で市が受け入れを検討しているという言葉ですね、発することで、すぐ処理がとまってしまうような事態はなくなったんだらうという中でですね、市長の申しているように検討はしていないわけではなかったんですけど、だんだんそのやり方によっては最終処分の仕方というかですね、私たちが日々発生するごみ処理に影響のないような形で災害廃棄物を受け入れられる方法がですね、見つかるのではないかというところに進んできたところですね、ここに来て少し受け入れに対する考え方をですね、変えさせていただいたということでございますので、どこかのポイントで急にというよりはですね、今までよりは私たちの考え方を発表しやすくなったということがですね、見えてきたということでございます。
- 東京新聞 たしか1回、国の調査で難しいという回答をしたかと思うんですが、それいつごろだったでしょうか。
- 事務局 もともとやっていたのはですね、昨年のときに、1度環境省のほうからあったときにですね、難しいというか、最終処分場の問題が解決しない限りはですね、検討することは難しいということは、一貫して表明をさせていただいていたと自分たちでは認識をしているんですけど。
- 東京新聞 それいつごろでしたっけ。
- 事務局 多分、済みません、再確認しますけど、昨年の11月とか……確認しますんで。

- 東京新聞 ただ、その時期も含めて、ずっと検討はしていたという理解でいいわけですか。
- 市 長 そうですね、はい。基本は、その瓦れき自体がですね、要するに放射線に影響を受けている廃棄物ではないということが前提にありましたのでね、そういう瓦れきをそのままにしておいてはいけないのではないかという問題意識はずっと持っていましたし、その中でどういうやり方だったら、その最終処分場の問題を解決できるかというのは、ずっと考えてきたところではあるんですけども、現時点もちろんこういうやり方でははっきり言えるものがあるわけではありませんけども、こういうやり方であればという可能性を模索できるようなものが少し出てきているということで、こういうお話をさせていただいているということです。
- 東京新聞 さっきから可能性を模索というのがすごい何回も出てきてめちゃめちゃ気になるんですけど、例えば他市とやるとか、民間業者さんのほうで何かできるような方法が見つかったとか、もう少し具体的にお話にてきるところありますか。
- 市 長 現時点では、ちょっとその辺は控えさせていただきたいと思います。
- 産経新聞 各社さんよろしいでしょうか。

次世代スマートエネルギー特区について

- 日刊工業新聞 ちょっと総合特区の話に戻って申しわけないんですけども、今各省庁との話し合いがあって、相手がいるんであれなんですけど、いつまでとか、何か目安とかあるのかというのと、あとは実際に事業として動き出せるものが今年度中にあるのかというところ。
- 市 長 例えば総合特区の中で、一つとしてありますホンダとのですね、スマートハウスの実証実験については、今年度の早いタイミングで多分スタートができるようになるんじゃないかと思えますし、あと総合特区自体は年に2回くらいですね、その具体的な計画について、これ全体を一括でぼんとその計画を認めてもらうという形ではなくて、さいたま市の場合3つの事業やりますけども、それらを随時ですね、こういった計画でやりますよというのを個別に認めていただきながら進めていくという作業になるということでもありますので、ちょっとやり方のイメージが若干、私たちが当初思っていたものだとか、議員の皆さんが思っているやり方とはちょっと違っ

て、具体的なものを個々にやりながら進めていくという形になっているということが一つと、あとは総合特区の中で、やはり一つとして上げられている浦和美園周辺のまちづくりの部分についてはですね、これは積極的にどういうまちづくりをしていくのかと、総合特区の部分も含めてきちんとですね、こういう調査をしていかなくちゃいけないと思っておりますので、そういったことなどについては進めていきたいと思っています。

○ 産経新聞 じゃ、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。以上で、本日の記者からの質問を終了させていただきます。

○ 進 行 以上をもちまして、市長定例記者会見を終了させていただきます。

なお、次回の開催につきましては4月の19日木曜日、午後1時30分からは予定しておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

午後2時30分閉会

この議事録は、明らかな言い直し、重複した言葉遣いなどを読み易く整理したものを掲載しています。なお会見後訂正された文言等については「会見後訂正」とし、下線を付しています。